

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 小作料改訂基準作成調査委託要綱
- 鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程の一部改正
- ◇公告 鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験の実施
- ◇難報 出張所々在地の変更

告示

鳥取県告示第三百八十八号

小作料改訂基準作成調査委託要綱を次のように定める。

昭和二十八年九月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

小作料改訂基準作成調査委託要綱

第一 知事は農林大臣から委託を受けた農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十一条の小作料の最高額を定める基準を作成するため、この要綱の定めるところにより小作料改訂基準作成調査の一部を市町村農業委員会に委託する。

第二 小作料改訂基準作成調査は次のとおりとする。

一 小作地の自然的及び経済的条件の調査

二 特殊慣行のある小作地の小作料基準に関する調査

三 前号以外の小作地の小作料基準に関する調査

第三 市町村農業委員会は第一の調査の委託を受けようとする場合は、申請書に次に掲げる書類を添え正副各一通を知事に提出しなければならない。

一 事業計画書（別記第一号様式）

二 收支予算書（別記第二号様式）

三 請書（別記第三号様式）

第四 知事は必要があると認める場合には市町村農業委員会に対し計画の変更その他必要な事項を指示することがある。

- 第五 知事は市町村農業委員会に対し第一の調査を委託した場合には予算の範囲内で委託費を交付する。
 - 第六 第一の調査の委託を受けた市町村農業委員会（以下「託受者」という。）は、第三により提出した書類の記載事項に重要な変更を加えようとする場合にはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - 第七 受託者は交付を受けた委託費を他の経費に流用してはならない。
 - 第八 受託者は別に定める調査要領に基づいて当該調査を実施しなければならない。
 - 第九 受託者は委託費の交付を受けようとする場合には翌年四月十までに請求書に次に掲げる書類を添え、正副各一通を知事に提出しなければならない。
 - 一 事業成績書（別記第一号様式）
 - 二 収支決算書（別記第二号様式）
 - 三 市町村収入役の証明する支出明細書（別記第四号様式）
- 第十 知事は第三及び第九に定める書類の外必要と認め

る書類の提出を命ずることがある。

第十一 知事は受託者が次の各号の一に該当すると認められる場合には、委託費の全部若しくは一部を交付せず又は交付した委託費の還付を命ずることがある。

- 一 この要綱又はこれに基づく指令に違反したとき
- 二 事業の施行方法が不相当であるとき
- 三 決算額が交付額に比して減少したとき

附 則

この要綱は昭和二十八年分適用する。

第一号様式

事業計画書（又は事業成績書）

一 事業の概要

二 事業の実施計画（又は事業の実施成績）

(1) 調査の概況

総計	農地	地主	小作	自作	小作	合	計
戸数	戸数	戸数	戸数	田	田	田	田
面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積
積算	積算	積算	積算	積算	積算	積算	積算
備考							

備考 1 地主戸数欄には「貸付農地」を有する者の戸数を、小作農戸数には「借入農地」を耕作する農家戸数を記載すること

2 調査計画

(イ) 調査実施期間
 (備考) 調査予定期日を記載すること

(ロ) 調査実施機関
 (備考) 調査主体、調査班の構成を記載すること

(ハ) その他参考事項

第二号様式

収支予算書（又は収支決算書）

収入の部

区	分	予算額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は予算額)	差引 増△減	摘要
果委託金					
支出の部					

第三号様式

年 月 日

市町村農業委員会委員長 氏 名 印

区	分	予算額 (又は決算額)	前年度予算額 (又は予算額)	差引 増△減	摘要
小作料改定基準 作成調査費					
調査補助員 手当					
旅費					
物品費					
役務費					
何々					
計					

鳥取県知事 氏 名 殿

小作料改訂基準作成調査委託事務請書

昭和 年 月 日付第 号をもって申請の標記委託事務を委託せられる場合には小作料改訂基準作成事務委託要綱の定めるところにより昭和 年度において当該事業を実施することを申請する。

第四号様式

支出明細書

1 調査補助員手当

支出年月日	受領者氏名	支(手当又は割金)	額	摘要
計				

3 物品費

支出年月日	受領者氏名	品名	数量	単価	金額	摘要
計						

4 役務費

支出年月日	受領者氏名	役種又は品名	数量又は人数	単価	金額	摘要
計						

5 会議費

支出年月日	受領者氏名	会議開催日	出席人数	支出金額	摘要
計					

上記金額を支出したことを証明する。

昭和 年 月 日 ○○市町、村収入役 氏 名 印

鳥取県告示第三百九十四号

鳥取県開拓事業入植施設補助金交付規程(昭和二十七年十月鳥取県告示第四百八十三号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年九月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

第三条第三号中「その事業費(屋内線を除く)の五割」の下に「但し、農山漁村電気導入促進法第五条により補助の対象となつたものについては、その事業費の三分の二以内とする。」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の補助金から適用する。

公 告

鳥取県火薬類取扱主任者並びに火薬類作業主任者試験につき次のように公告する。

昭和二十八年九月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

この試験は昭和二十八年度甲種及び乙種火薬類取扱主任者並びに丙種火薬類作業主任者の免状を交付するために行う試験であります。

一 種類及び試験科目

甲種 火薬類取扱主任者 丙種 火薬類作業主任者

乙種 火薬類取扱主任者 火薬類取締法令

一般火薬学

信号焰管、信号火せん、および煙火製造工場保安管理技術

一般教養科目

二 試験の日時場所及び方法

(1) 日時 昭和二十八年十月十一日午前九時から

午後五時まで

(2) 場所 鳥取県立鳥取西高等学校第一校舎

(3) 方法 学科試験と口答試験を行います
三 受験の手続

試験を受けようとする者は別表(一)の受験願書に次の書類を添付の上九月十七日までに経済部商工課宛提出して下さい。

- (1) 履歴書(別表二)
- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真(手札形とし出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像でその裏面には撮影年月日、氏名、年令、受験しようとする主任者の種類を記入すること)

四 受験手数料

七百円の鳥取県収入証紙を、受験願書にはつて消印をしないで提出して下さい。消印をしたものは受付けません。又受験手数料はどんな理由があつてもがえしません。

註 (1) この試験は火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)により実施せられるものであります。

(2) 不明の点は経済部商工課指導係に問合せ下さい。

別表一

受験願書

鳥取県
収入証紙

本籍	住所	氏名	生年月日	受験地

×整理番号	
×受理日	

甲種 乙種 丙種
火薬類作業主任者試験を受けたので、火薬類取締法施行規則第七十八条各号に掲げる書類を添えて出願いたします。

年 月 日

右

鳥取県知事 氏 名 殿

氏

名 印

- 備考 1 この用紙の大きさは日本標準規格B5とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 収入証紙は消印してはならない。

別表二

履 歴 書

本 籍 住 所

氏 名

生年月日

学 歴

職 歴 (火薬類の製造または取扱に関する作業経歴を
含む)

賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右

氏

名 印

雑 報

昭和二十八年九月十一日

鳥取食糧事務所長 布 野 長 良

出張所々在地変更について

当所上井支所倉吉出張所の所在地を昭和二十八年九月一日から左記の通り変更した。

記

事務所の所在地

新 鳥取県東伯郡倉吉町大字岡田一八六の一

旧 " " 大字東岩倉町二、三三〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行 日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町